

※実際には具体的な数値等を伝えていますが、ここでは、概略のみを示してあります。

## 重 要 要 望 事 項

1. 年度途中の休職に対応する人材の補充を迅速に行えるような対策を講じること。
  - (1) 非常勤講師の柔軟な運用
  - (2) 臨時免許状や特別免許状の授与条件の柔軟な運用
  
2. 学校職員の配当や配置の改善に関する事項
  - (1) 少人数学級や少人数指導が選択できる柔軟な制度の運用に
  - (2) 小学校における英語科を始めとする専科指導教員の配置を拡充し、教科担任制を推進すること。
  - (3) 中学校での免許外教科担任の解消
  - (4) 主幹教諭の配置のメリットを学校経営に活かすために、主幹教諭の配置を拡充すること。
    - ① 県単独予算での配置
    - ② 養護教諭の主幹教諭への登用
  - (5) 特別支援学級の学級編成基準を県単独の措置で引き下げること。
    - ① 障がい種別による学級編制
    - ② 1学級に在籍する学年数の制限
    - ③ 定員の改善
  - (6) 通級指導や日本語指導の充実
  - (7) バランスのとれた人事配置。
    - ① 大規模校に近い児童生徒数が入籍する学校への正規の養護教諭の配置
    - ② 小規模校における一人当たりの業務量を適正化するための教員やスタッフの重点的配置
  
3. 学校における働き方改革に資する専門人材の配置に関する事項
  - (1) スクール・ロイヤルの配置
  - (2) スクール・サポート・スタッフの配置の拡充と業務範囲の拡大
  - (3) スクール・サポート・スタッフの自治体間の待遇差の是正指導
  - (4) 養護教諭サポート・スタッフ（仮称）の配置
  - (5) 県費負担の支援員の配置
  
4. 働き方改革に関する事項
  - (1) 1年単位の年間の変形労働時間制の導入の検討を開始すること。併せて導入の際に必要な勤務条件や教育環境の整備を進めること。
  - (2) 各校で行われている活動の廃止や縮小、改善による業務量の適正化を校長が英断できるよう県教委が市町村教委と一体となって取り組むこと。
  - (3) 業務量の適正化の検証を校務改善アドバイザーや現場の一般教員も交えて行うこと。
  - (4) 働き方改革に関することを始めとする文部科学省からの諸通知を、現場の全学校職員に正確に周知するよう校長に指導を行うこと。
  - (5) 月曜日には県や市町村に関わる出張がないようにすること。

## 5. 教員免許更新制度の改善

## 6. 岐阜県の教育を長きに亘って担う人材の確保に関する事項

(1) 知事部局と協議し、給与・諸手当の改善をすること。

- ①地域手当の増額
- ②学級担任手当（仮称）の新設
- ③特殊勤務手当の3号業務の「連絡調整及び指導助言に当たる業務」について、職責に見合うよう支給対象枠の見直し。
- ④教育専門職として、意欲がもてる給与制度の確立を図ること。
  - ア 35歳以上の者に特別昇給を行う
  - イ 55歳超の昇給抑制を緩和
  - ウ 常勤講師の待遇の改善

## 7. 定年延長と再任用制度に関する事項

- (1) 定年延長を見据えた総人件費および勤務の在り方については慎重に検討をすること。
- (2) 再任用者が意欲とやりがいをもって職務に向かえるよう多様な勤務の仕方を検討すること。

- ①小学校において短時間勤務の任用
- ②県単独予算による再任用の復活
- ③待遇の改善

## 8. 勤務条件に関する事項

- (1) 特別休暇の充実を図ること。